

(2) 水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水 象

対象事業実施区域を含む区市の主な河川は、図 4-2-1-10 に示すとおり、城南水域目黒川、多摩川水域多摩川、鶴見川水域鶴見川、境川水域境川等があげられる。

目黒川は、世田谷区内を水源とし、目黒区及び品川区を流下し、東京湾に注いでいる延長 7.82km の二級河川である。

多摩川は、山梨県北東部の笠取山にその源を發し、奥多摩湖で数多くの支川を集めて、東京都と神奈川県の間を流下し、東京湾に注いでいる延長 98.65km の一級河川である。

鶴見川は、東京都町田市丘陵地帯を水源とし、支川を集めながら横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる延長 12.78km の一級河川である。

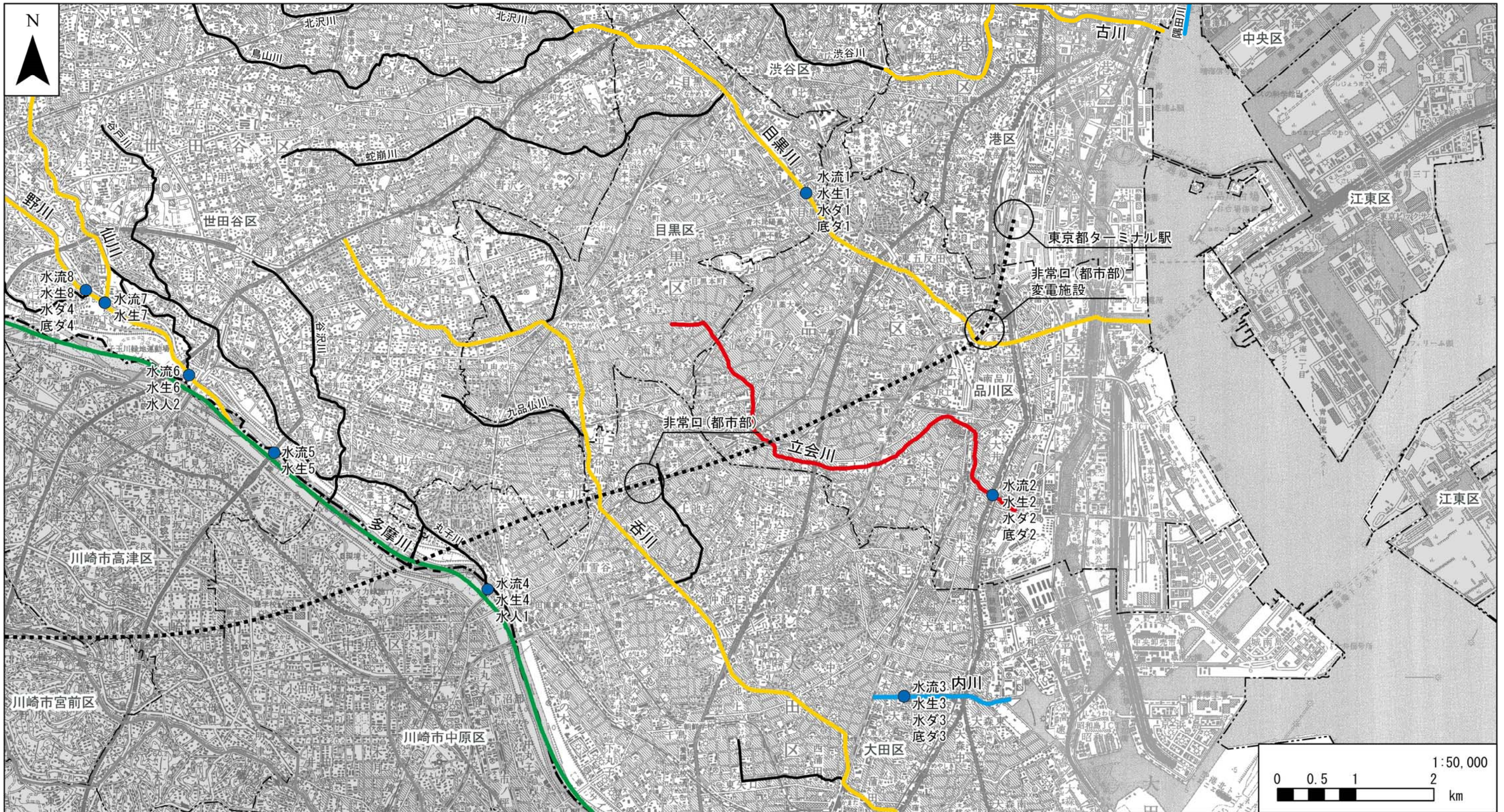
境川は、城山湖付近にその源を發し、東京都と神奈川県境を南東に流れ、町田市南部から神奈川県内に入り込み、相模湾に注ぐ延長 28.51km の二級河川である。

対象事業実施区域及びその周囲の主な河川の流量観測結果は、表 4-2-1-36 に示すとおりである。

表 4-2-1-36 流量観測結果（平成 23 年度）

No.	水 域	河 川	類型 区分	地点名	流量 (平均値 m ³ /s)
水流 1	城南河川	目黒川	D	太鼓橋	—
水流 2		立会川	E	立会川橋	—
水流 3		内川	C	富士見橋	—
水流 4	多摩川	多摩川	B	田園調布堰上	31.28
水流 5		多摩川	B	第三京浜 多摩川橋	18.55
水流 6		野川	D	兵庫橋	0.74
水流 7		仙川	D	鎌田橋	0.67
水流 8		野川	D	天神森橋	0.21
水流 9		三沢川	C	天神橋	0.29
水流 10		大栗川	B	報恩橋	0.57
水流 11		大栗川	B	東中野橋	0.21
水流 12		浅川	A	長沼橋下	3.24
水流 13		湯殿川	A	春日橋	0.51
水流 14	鶴見川	鶴見川	D	麻生橋	1.19
水流 15	境川	境川	D	根岸橋	0.33

資料：「平成23年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果（データ編）」
（平成25年3月、東京都環境局自然環境部水環境課）



凡例

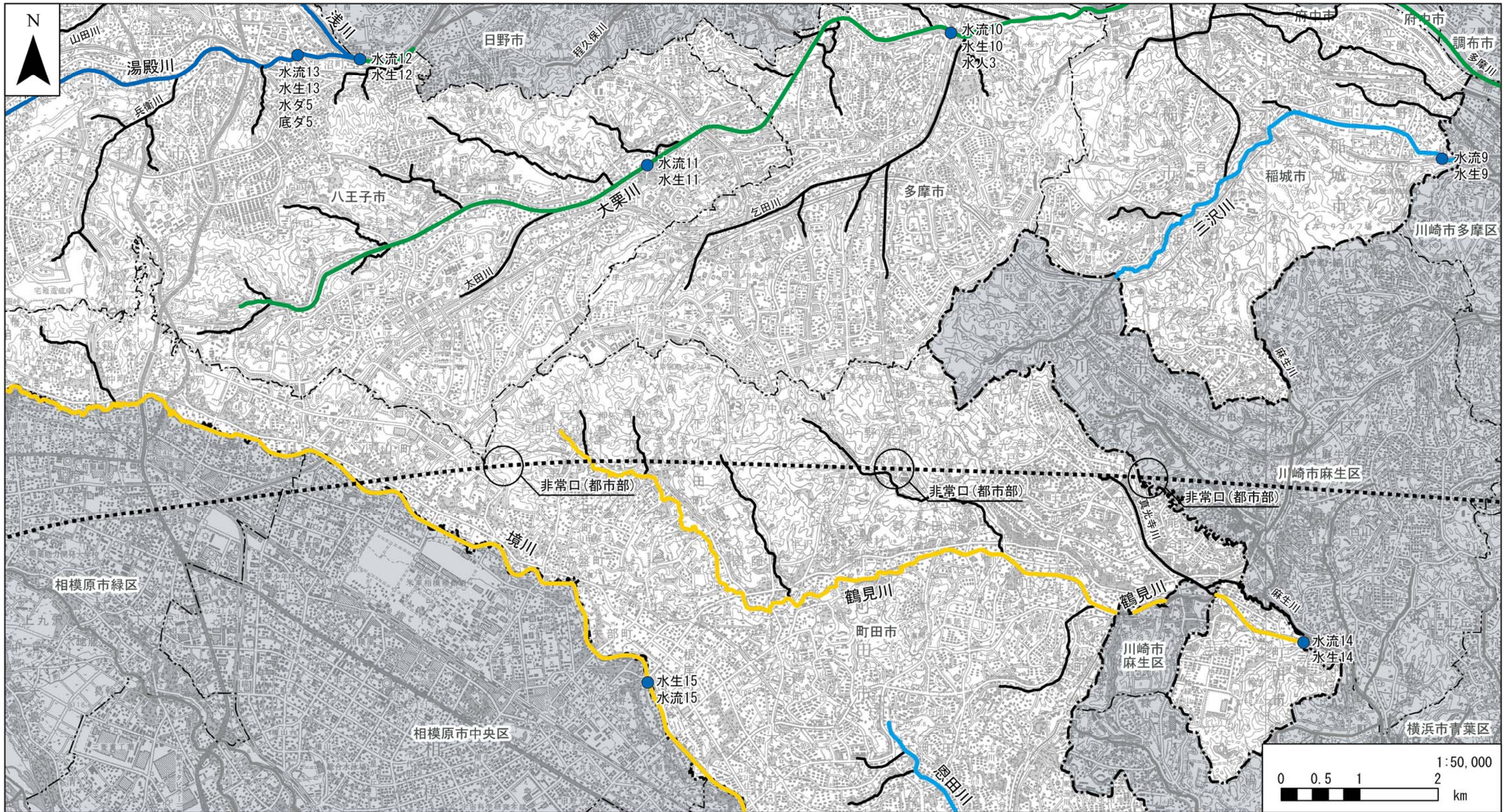
- 計画路線（トンネル部）水質汚濁に係る環境基準の類型指定
- 都県境
- 区市境
- 水質測定地点
- 類型 A
- 類型 B
- 類型 C
- 類型 D
- 類型 E
- 指定無し

注1. 図の略語は、以下のとおりである。

- 水流：流量観測結果
- 水生：生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果
- 水人：人の健康に関する公共用水域水質測定結果
- 水ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果
- 底ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果

資料：「平成23年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成25年3月、東京都環境局自然環境部水環境課）
「水文水質データベース」（平成25年6月現在、国土交通省河川局ホームページ）
「平成23年度都内ダイオキシン排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」（平成25年6月現在、東京都環境局ホームページ）
「公共用水域水質環境基準指定類型水域」（平成25年6月現在、国立環境研究所ホームページ）

図 4-2-1-10 (1) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図



凡例

- 計画路線(トンネル部) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定
- 都県境
- 区市境
- 水質測定地点
- 類型 A
- 類型 B
- 類型 C
- 類型 D
- 類型 E
- 指定無し

注1. 図の略語は、以下のとおりである。

- 水流：流量観測結果
- 水生：生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果
- 水人：人の健康に関する公共用水域水質測定結果
- 水ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果
- 底ダ：ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果

資料：「平成23年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成25年3月、東京都環境局自然環境部水環境課）
 「水文水質データベース」（平成25年6月現在、国土交通省河川局ホームページ）
 「平成23年度都内ダイオキシン排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」（平成25年6月現在、東京都環境局ホームページ）
 「公共用水域水質環境基準指定類型水域」（平成25年6月現在、国立環境研究所ホームページ）

図 4-2-1-10(2) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図

2) 水質（公共用水域・地下水）

ア. 既存の測定結果

7) 公共用水域

対象事業実施区域及びその周囲の水質測定地点は図 4-2-1-10 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-37 に、人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-38 に、ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）測定結果は表 4-2-1-39 に示すとおりである。なお、化学的酸素要求量（COD）は環境基準が定められていないが、参考値として示している。生活環境の保全に関する項目では、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）は全ての測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度（pH）、大腸菌群数は、環境基準を満たしていない地点がある。また、人の健康の保護に関する項目では、全シアン、PCB、ふっ素及びほう素は環境基準を満たしていない地点があるが、それ以外の項目は対象事業実施区域及びその周囲の全ての地点で環境基準を満たしている。

また、ダイオキシン類に関する調査は目黒川、立会川、内川、野川及び湯殿川の計 5 地点で測定されているが、全ての地点で環境基準を満たしている。

表 4-2-1-37 (1) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 23 年度）

No.	水生 1	水生 2	水生 3	水生 4	水生 5	水生 6	水生 7	
水域	城南河川			多摩川				
河川名	目黒川	立会川	内川	多摩川	多摩川	野川	仙川	
類型	D	E	C	B	B	D	D	
測定地点	太鼓橋	立会川橋	富士見橋	田園調布堰上	第三京浜多摩川橋	兵庫橋	鎌田橋	
pH	年平均値	7.4	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	
	最小～最大	7.0～8.7	7.4～8.4	7.2～8.1	7.5～8.5	7.5～8.7	7.5～8.5	7.0～8.3
DO (mg/l)	年平均値	6.0	10.2	7.0	9.0	8.8	7.9	9.9
	最小～最大	0.6～20.7	5.2～22.1	4.8～10.7	1.2～5.9	5.6～12.2	6.2～10	7.2～11.6
BOD (mg/l)	年平均値	3.8	1.7	1.2	1.2	1.1	3.8	4.3
	最小～最大	0.6～26	<0.5～7.2	0.5～2.5	0.3～2.8	0.4～2.1	0.9～13	1.1～14
	75%値	3.9	1.6	1.4	1.7	1.5	4.6	4.7
COD (mg/l)	年平均値	9.9	2.9	4.5	3.4	3.6	5.3	6.5
	最小～最大	5～61	1.5～6.2	3.7～7.3	2.4～4.3	2.7～4.7	3.3～8	3.9～21
	75%値	8.4	3.4	4.5	3.7	4.2	6.6	4.7
SS (mg/l)	年平均値	14	2	8	7	5	7	7
	最小～最大	1～170	<1～7	1～51	1～25	1～20	1～30	1～76
大腸菌群数 (MPN/100ml)	年平均値	—	—	—	—	1.5×10 ⁴	—	—
	最小～最大	—	—	—	7.0×10 ² ～2.3×10 ⁴	1.3×10 ³ ～4.9×10 ⁴	—	—

表 4-2-1-37 (2) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果 (平成 23 年度)

No.	水生 8	水生 9	水生 10	水生 11	水生 12	水生 13	水生 14	水生 15	
水域	多摩川						鶴見川	境川	
河川名	野川	三沢川	大栗川	大栗川	浅川	湯殿川	鶴見川	境川	
類型	D	C	B	B	A	A	D	D	
測定地点	天神森橋	天神橋	報恩橋	東中野橋	長沼橋下	春日橋	麻生橋	根岸橋	
pH	年平均値	8.2	8.2	8.1	8.8	7.7	7.7	7.8	8.1
	最小～最大	7.4～ 9.6	7.5～ 8.4	7.1～ 9.2	7.6～ 9.4	7.3～ 8.3	7.2～ 8.8	7.4～ 8.8	7.7～ 8.7
DO (mg/l)	年平均値	11.8	10.3	8.9	12.9	9.2	10.1	9.3	10.8
	最小～最大	9.2～ 17	8.3～ 12.7	6.7～ 11	11～ 16.9	7.8～ 10.7	8.3～ 12.9	7～ 11.2	8.8～ 14.2
BOD (mg/l)	年平均値	1.3	1.5	1.0	0.9	1.1	0.9	4.0	2.2
	最小～最大	<0.5～ 4.1	<0.5～ 4.4	0.1～ 5	<0.5～ 1.8	<0.5～ 2.1	0.5～ 2.4	2.2～ 7.1	1.3～ 4.9
	75%値	1.1	0.8	1	1.1	1.5	1.2	4.7	2.5
COD (mg/l)	年平均値	3.3	3.9	2.3	2.8	3.0	2.0	6.6	3.4
	最小～最大	1.3～ 5.8	2.1～ 12	0.6～ 4.5	1.7～ 3.9	1.7～ 5.5	1～4.4	4.3～ 8.9	1.6～ 7.4
	75%値	3.6	4.2	2.7	3.5	3.4	2.3	7.6	3.7
SS (mg/l)	年平均値	5	6	22	3	3	2	4	2
	最小～最大	<1～22	<1～20	<1～420	1～7	<1～21	<1～12	<1～11	1～4
大腸菌 群数 (MPN/ 100ml)	年平均値	—	—	6.6×10^3	4.1×10^3	2.5×10^4	6.0×10^3	—	—
	最小～最大	—	—	4.9×10^2 ～ 2.3×10^4	0.7×10^2 ～ 1.7×10^4	2.3×10^3 ～ 2.4×10^5	4.9×10^2 ～ 1.7×10^4	—	—

資料：「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 25 年 3 月、東京都環境局自然環境部水環境課)

表 4-2-1-38 人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果（平成 20 年度）

No.		水人 1	水人 2	水人 3
	水域	多摩川		
	河川名	多摩川	野川	大栗川
	測定地点	田園調布堰上	兵庫橋	報恩橋
カドミウム	mg/l	0.001	0.001	0.001
全シアン	mg/l	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>	<u>0.01</u>
鉛	mg/l	0.002	0.002	0.001
六価クロム	mg/l	0.005	0.005	0.005
砒素	mg/l	0.001	0.001	0.001
総水銀	mg/l	0.0005	0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/l	-	-	-
PCB	mg/l	<u>0.0005</u>	<u>0.0005</u>	<u>0.0005</u>
ジクロロメタン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
四塩化炭素	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
トリクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
チウラム	mg/l	0.0006	0.0006	0.0006
シマジン	mg/l	0.0003	0.0003	0.0003
チオベンカルブ	mg/l	0.0003	0.0003	0.0003
ベンゼン	mg/l	0.0002	0.0002	0.0002
セレン	mg/l	0.001	0.001	0.001
ふっ素	mg/l	<u>0.11</u>	0.03	<u>0.09</u>
ほう素	mg/l	0.04	0.04	<u>0.08</u>

注1. 下線は環境基準を満たしていないことを示す。

資料：「水文水質データベース」（平成 25 年 6 月現在、国土交通省河川局ホームページ）

表 4-2-1-39 ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/l）

No.	水域	河川名	測定地点	調査結果	環境基準
水ダ 1	城南河川	目黒川	太鼓橋	0.067	1pg-TEQ/l 以下
水ダ 2	城南河川	立会川	立会川橋	0.090	
水ダ 3	城南河川	内川	富士見橋	0.22	
水ダ 4	多摩川	野川	天神森橋	0.068	
水ダ 5	多摩川	湯殿川	春日橋	0.16	

資料：「平成 23 年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」（平成 25 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）

4) 地下水

対象事業実施区域を含む区市における人の健康の保護に関する地下水水質測定結果は、表 4-2-1-40 に示すとおりである。対象事業実施区域を含む区市では、全ての地点で全項目において環境基準を満たしている。

また、ダイオキシン類地下水環境調査結果は、表 4-2-1-41 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周囲では、調査が行われた全ての地点で環境基準を満たしている。

表 4-2-1-40 (1) 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 23 年度）

	港区		渋谷区		品川区		大田区		目黒区		世田谷区	
	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数
カドミウム	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
全シアン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
鉛	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
六価クロム	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
砒素	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
総水銀	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
P C B	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	1	100%	1
ジクロロメタン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
四塩化炭素	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	1	100%	1
1,1-ジクロロエチレン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
シス-1,2-ジクロロエチレン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
1,1,1-トリクロロエタン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	1	100%	1
トリクロロエチレン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
テトラクロロエチレン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	1	100%	1
チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	1	100%	1
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	1	100%	1
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-	100%	1	100%	1
ベンゼン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
セレン	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
ふっ素	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
ほう素	100%	1	100%	1	100%	1	100%	2	100%	1	100%	3
1,4-ジオキサン	-	-	100%	1	-	-	-	-	100%	1	100%	1

表 4-2-1-40 (2) 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果 (平成 23 年度)

	稲城市		町田市		多摩市		八王子市	
	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数	環境基準達成	調査地点数
カドミウム	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
全シアン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
鉛	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
六価クロム	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
砒素	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
総水銀	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
アルキル水銀	-	-	100%	3	-	-	-	-
P C B	100%	1	100%	1	-	-	100%	2
ジクロロメタン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
四塩化炭素	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
1,2-ジクロロエタン	-	-	100%	1	-	-	100%	2
1,1-ジクロロエチレン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
シス-1,2-ジクロロエチレン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
1,1,1-トリクロロエタン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	100%	1	-	-	100%	2
トリクロロエチレン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
テトラクロロエチレン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
1,3-ジクロロプロペン	-	-	100%	1	-	-	100%	2
チウラム	-	-	100%	1	-	-	100%	2
シマジン	-	-	100%	1	-	-	100%	2
チオベンカルブ	-	-	100%	1	-	-	100%	2
ベンゼン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
セレン	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
ふっ素	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
ほう素	100%	1	100%	3	100%	1	100%	5
1,4-ジオキサン	-	-	100%	1	-	-	100%	2

資料：「平成 23 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(平成 25 年 3 月、東京都環境局自然環境部水環境課)

表 4-2-1-41 ダイオキシン類地下水調査結果 (平成 23 年度)

(単位：pg-TEQ/l)

地域	測定地点	調査結果	環境基準
町田市	町田市上小山田町	0.067	1pg-TEQ/l 以下

資料：「平成23年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」
(平成 25 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ)

イ. 水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準と類型指定の状況は、表 4-2-1-42～表 4-2-1-45 及び図 4-2-1-10 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域及びその周囲では、水質汚濁に係る環境基準について湖沼の指定はない。

表 4-2-1-42 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

ア.

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級、水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及 び C 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/1 以上	-

注 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの

注 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用

注 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.001mg/1 以下	0.03mg/1 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保 全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.0006mg/1 以下	0.02mg/1 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.05mg/1 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げ る水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.04mg/1 以下

表 4-2-1-43 水質汚濁に係る環境基準（河川）の類型指定の状況

項目	利用目的の適応性	河川名（対象事業実施区域及びその周囲内）
AA 類型	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	—
A 類型	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	湯殿川（全域）
B 類型	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	多摩川中・下流（拝島橋より下流） 大栗川（全域） 浅川下流（南浅川合流地点から上流）
C 類型	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	隅田川（全域） 内川（全域） 恩田川（神奈川県境から上流） 三沢川（神奈川県境から上流）
D 類型	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	古川（全域） 目黒川（全域） 呑川（全域） 仙川（全域） 野川（全域） 鶴見川上流（神奈川県境から上流） 境川（神奈川県境から上流）
E 類型	工業用水 3 級、環境保全	立会川（全域）

注 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等により通常の水浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの

注 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用

注 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の水浄化操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の水浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の水浄水操作を行うもの

注 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「公共用水域水質環境基準指定類型水域」（平成 25 年 6 月現在、国立環境研究所ホームページ）

表 4-2-1-44 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号)

(平成9年環境庁告示第10号)

項目	区分	
	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/1 以下	0.003mg/1 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
六価クロム	0.05mg/1 以下	0.05mg/1 以下
砒素	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
総水銀	0.0005mg/1 以下	0.0005mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下	0.02mg/1 以下
四塩化炭素	0.002mg/1 以下	0.002mg/1 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下	0.004mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下	0.1mg/1 以下
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下	1mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下	0.006mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下	0.03mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下	0.002mg/1 以下
チウラム	0.006mg/1 以下	0.006mg/1 以下
シマジン	0.003mg/1 以下	0.003mg/1 以下
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下	0.02mg/1 以下
ベンゼン	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
セレン	0.01mg/1 以下	0.01mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下	10mg/1 以下
ふっ素	0.8mg/1 以下	0.8mg/1 以下
ほう素	1mg/1 以下	1mg/1 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下	0.05mg/1 以下

注1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表 4-2-1-45 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く）に係る環境基準

(平成11年環境庁告示第68号)

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/1 以下

ウ. 苦 情

東京都の水質汚濁に係る発生源別苦情の受理状況は、表 4-2-1-46 に示すとおりである。苦情件数は 59 件であり、会社・事業所以外に起因するものが多く、「不明（会社・事業所以外）」を含めると全体の 5 割以上を占めている。会社・事業所関係に限ると、「建設業」が 9 件、「製造業」が 9 件となっている。

表 4-2-1-46 水質汚濁に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	9
製造業	9
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	1
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	1
サービス業（他に分類されないもの）	4
公務（他に分類されないもの）	1
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	5
その他（会社・事業所以外）	12
不明（会社・事業所以外）	16
合 計	59

資料：「平成23年度公害苦情調査結果」（平成25年6月現在、総務省ホームページ）

3) 水底の底質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果は、表 4-2-1-47 及び図 4-2-1-10 に示すとおりである。全ての地点において、環境基準を満たしている。

表 4-2-1-47 ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果（平成 23 年度）
（単位：pg-TEQ/g）

No.	水域	河川名	測定地点	調査結果	環境基準
底ダ 1	城南河川	目黒川	太鼓橋	4.4	150pg-TEQ/g 以下
底ダ 2	城南河川	立会川	立会川橋	7.2	
底ダ 3	城南河川	内川	富士見橋	23	
底ダ 4	多摩川	野川	天神森橋	1.2	
底ダ 5	多摩川	湯殿川	春日橋	0.50	

資料：「平成 23 年度 都内ダイオキシン類排出量推計結果及び環境中のダイオキシン類調査結果」（平成 25 年 6 月現在、東京都環境局ホームページ）

イ. 水底の底質に係る環境基準

水底の底質に係る環境基準は、表 4-2-1-48 及び表 4-2-1-49 に示すとおりである。

表 4-2-1-48 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質）に係る環境基準
（平成14年環境省告示第46号）

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

表 4-2-1-49 底質の処理・処分等に関する指針に係る監視基準値
（平成14年環水管第211号）

項目	基準値
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。

注1. 「底質の処理・処分等に関する指針について」（平成14年環水管第211号）において、「対策対象物質については、原則として環境基準値を監視基準値とするが、工事着手前において既に当該環境基準値を超えている水域については現状水質を悪化させないことを旨として別に定めるものとする。」とあることから、環境基準値を掲載した。

4) 水資源

対象事業実施区域及びその周囲における漁業権の設定状況は、表 4-2-1-50 及び図 4-2-1-11 に示すとおりである。

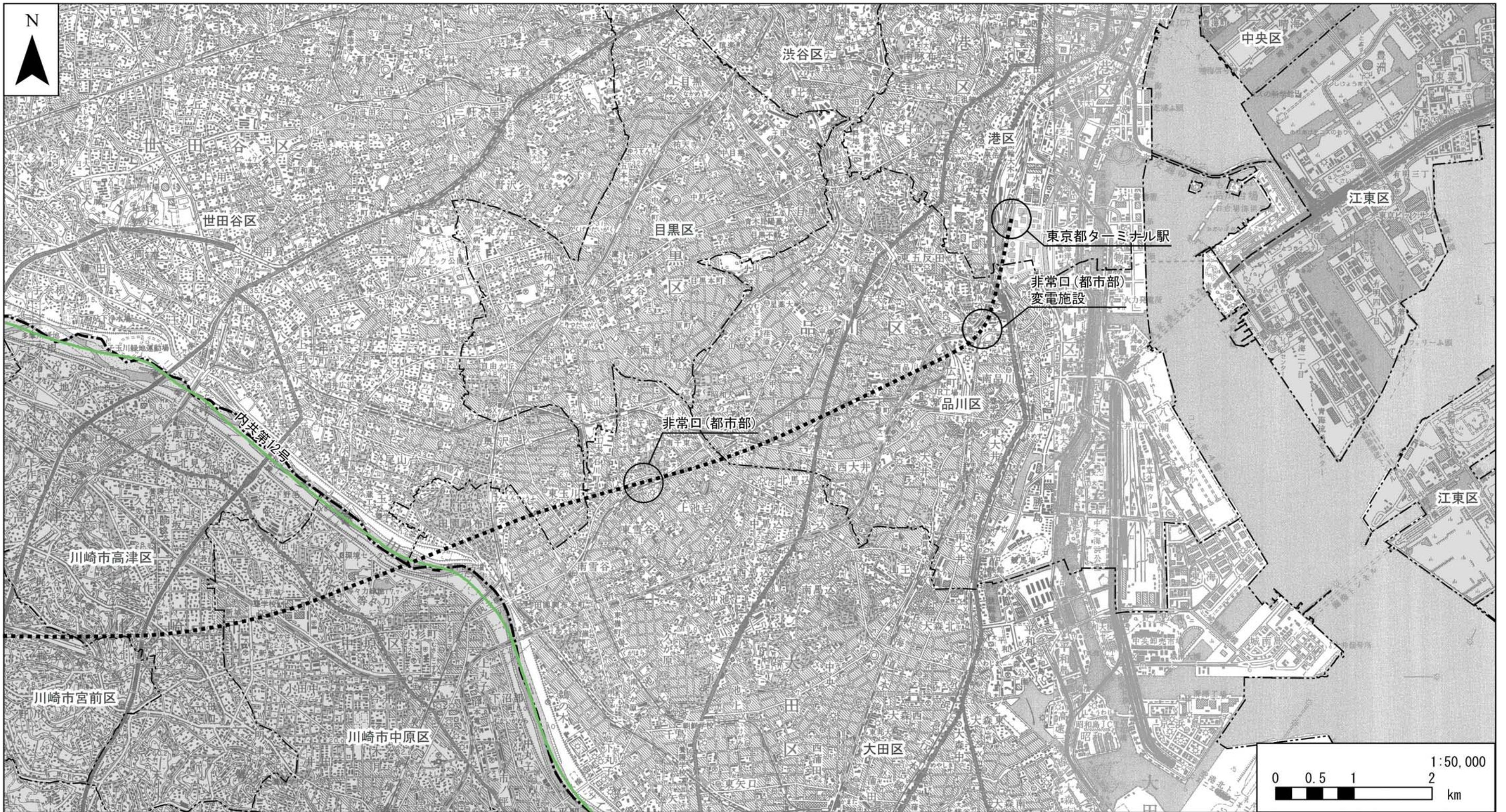
対象事業実施区域及びその周囲における水源は 2 箇所あり、いずれも多摩川の伏流水である。

表 4-2-1-50 内水面共同漁業権

平成 18 年 4 月 1 日現在

免許番号	漁業権者 （代表）	漁場区域 （主な河川）
内共第 3 号	多摩川漁業協同組合	浅川
内共第 5 号	多摩川恩方漁業協同組合	浅川
内共第 12 号	多摩川漁業協同組合 川崎河川漁業協同組合	多摩川

資料：「漁業権設定状況」（平成 25 年 6 月現在、東京都産業労働局農林水産部水産課ホームページ）

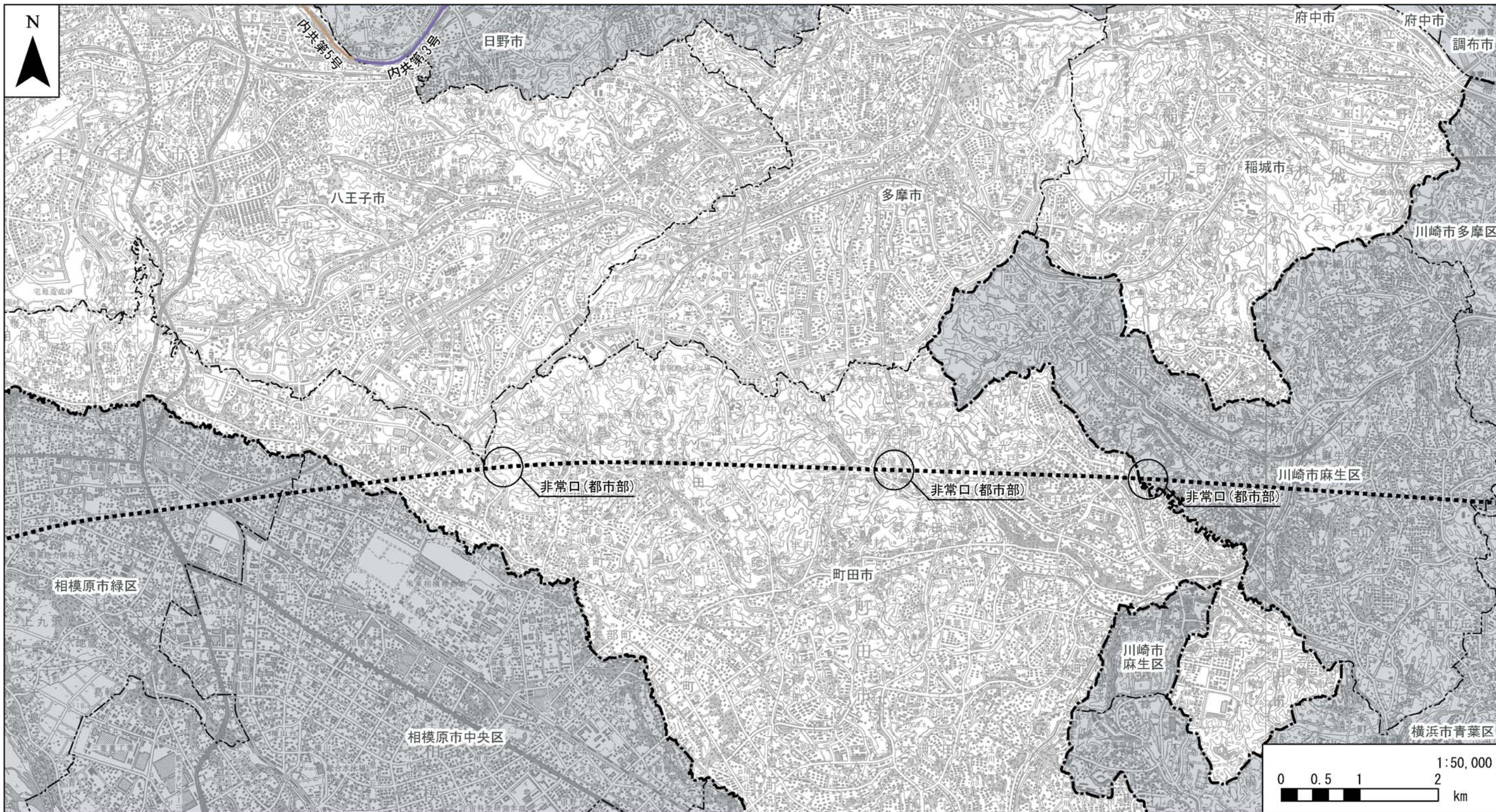


凡例

- 計画路線（トンネル部） - - - 都県境 - - - - 区市境
- 内共第3号
- 内共第5号
- 内共第12号

資料：「漁業権設定状況」
 （平成25年6月現在、東京都産業労働局農林水産部水産課ホームページ）

図 4-2-1-11(1) 内水面漁業権図



- 凡例
- 計画路線（トンネル部） ■■■ 都県境 - - - - 区市境
 - 内共第3号
 - 内共第5号
 - 内共第12号

資料：「漁業権設定状況」
 (平成25年6月現在、東京都産業労働局農林水産部水産課ホームページ)

図 4-2-1-11 (2) 内水面漁業権図

